

新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口について

令和 2年 2月 14日
厚生労働省群馬労働局
(R2.5.1更新)

新型コロナ感染症による観光などの経済活動等への影響に伴い生じる、職場の労働問題（労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等）に関する特別労働相談窓口を開設いたしました。

記

1 開設期間・対応時間

令和2年2月14日(金)から当面の間 月曜～金曜の8：30～17：15（土日、祝日を除く）

2 特別労働相談窓口

【群馬労働局 雇用環境・均等室】

群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 TEL027-896-4739

- 新型コロナウイルスに関連して、労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、雇用環境・均等室にお問い合わせください。
「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングを実施しています。（企業訪問によるコンサルティング、就業規則の整備支援など無料で行います。）
「企業が有給の特別休暇を導入してくれない」等のご相談にもお答えしています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止としての小学校等の臨時休業等への支援につきましては、以下の情報もご参考ください。
 - ① 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金
【労働者・事業主の方向けリーフレット等関連情報（厚生労働省HP）】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
【個人委託事業の方向けリーフレット等関連情報（厚生労働省HP）】
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
【問い合わせ先（コールセンター：TEL 0120-60-3999）に関する報道発表資料】
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10259.html
 - ② 放課後児童クラブ等
【リーフレット】
<https://www.mhlw.go.jp/content/000604069.pdf>
【関連情報（厚生労働省HP）】
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09871.html

【群馬県内 各労働基準監督署 及び 各公共職業安定所】

住所・連絡先は監督署はこちら、安定所はこちらからご確認ください。

- 労働条件、安全衛生等については各労働基準監督署で、雇用調整助成金等については各公共職業安定所・職業対策課にて相談を承っています。
職業対策課の住所・連絡先はこちらからご確認ください。

※ **労働相談以外の相談**につきましては、以下の窓口へお問い合わせください。

○ 厚生労働省の電話相談窓口

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を設置しております。

- 電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）
- 受付時間：9：00～21：00（土日、祝日も実施）

○ 帰国者・接触者相談センター

以下の症状がある方は、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に相談ください。

- 風の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

＜保健所の連絡先や管轄地域は、以下厚生労働省HPをご参考願います。＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html